

不在会員（休会会員）制度に関する規定及び条約

1. 不在・休会規定

クラブメンバーで重要且つ特別なる事情（長期病氣療養、海外派遣又は出張）又は突発的な事情により、不在・休会の申告が必要と当事者が判断した場合、特定の申告規定様式の書面にて提出できる。

2. 審議審査委員規定

休会審査は、会員会則委員会の審査を経て、会長が決定する。

3. 理事会承認規定

会員会則の承認を得た事項について、理事会の審議承認の上、決議決定されるものとする。

4. 条約項目

第一条 休会届けの承認を得たメンバーは条約を厳守してその責を認識し、速やかに休会申請を会長に提出しなければならない。
（申告書は6ヶ月毎更新）

第二条 不在・休会中の会費は、クラブで特別に定められた金額を納入する。

第三条 休会届けの理由書は、クラブ設定の様式に記入し提出する。

第四条 不在・休会したメンバーの在籍年数は、休会期間も含める事ができる。但し会費納入者に限る。

第五条 不在・休会者の休会期間設定許可は会長が当事者との協議に於いて取り決め、6ヶ月毎の更新手続きをもって承諾するものとするが、最終決議は理事会の承認を得なければならない。

第六条 クラブ不在会員休会届け内規規定及び条約は2004～2005年度より継続して実施できるものとする。

会長 永治 良郎

幹事 三宅 年行

会員会則委員長 加藤 英二

2023年5月19日 文字表記修正の為改訂

会長 奥村 真司

旅費規定

多治見ライオンズクラブ会員及び職員が会務で会議等に出席する場合は、これに要する登録料のほか下記の基準により交通費等を実費支給する。

1. 鉄道、バスを利用した場合

J R多治見駅を起点とした運賃（実費）を支給する。

但し、100km以上または、四日市以西の場合は、急行、特急料金を含む。

2. タクシーを利用した場合

最寄駅から会場までの実費を支給する。

3. 自動車を利用した場合

走行距離1kmにつき15円及び多治見インターチェンジを起点とした高速料金（実費）を支給する。

4. 食事を伴う場合

朝食 1,000円

昼食 1,200円

夕食 3,000円

を上限に実費を支給する。

5. 宿泊した場合

宿泊費は実費を支給する。但し上限12,000円とする。

6. 上記の規定を適用できない特別の事情がある場合は、会長は理事会の決議を

経て、上記の規定にかかわらず旅費等を支給することができる。

2018年一部改正

（注）会務には、地区、ゾーンの業務を含む

会長

古賀 政男

GMT・GLT委員長

伊藤 智之

2023年5月19日 文字表記修正の為改訂

会長

奥村 真司

指名委員任命規定

指名委員の任命

会長は、次期各役員候補者（会長・第一副会長・第二副会長）を提出させる為 12月までに指名委員を任命し指名委員会を構成する。
指名委員は前会長を含む5名以内とし、理事会の承認を必要とする。
なお、指名委員会の委員長は前会長が当たる。

2021年3月6日改訂

会 長	長谷川 邦守
GMT・GLT 委員長	井澤 英寿

2023年5月19日改訂

会 長	奥村 真司
-----	-------

名誉顧問慶弔費クラブ負担規定

多治見ライオンズクラブより就任されているライオンズクラブ国際協会 334-B 地区名誉顧問 L 松尾精介の慶弔費負担につき、多治見ライオンズクラブの名誉であることを考慮して、下記の場合費用はクラブ負担とする。但しこの規定は、ライオンズクラブ国際協会 334-B 地区第 2 R 第 3 Z 内の慶弔に限る。

1. ゾーン内各クラブの 25 周年、50 周年記念には祝電、生花及び祝金を負担する。その他 5 年ごとの記念には祝電のみ負担する。
2. ゾーン内現役会員が逝去の場合は、弔電を負担する
3. その他現役会員の祝い事等があった場合、負担が適当と理事会が決議したとき。

本規定は 2011 年 9 月 1 日より適用する。

2011 年 9 月 1 日

多治見ライオンズクラブ
会長 加藤 昭仁
会員会則委員長 森 光成

2023 年 5 月 19 日 文字表記修正の為改訂

会長 奥村 真司

アラート（災害支援）基金規定

アラート基金を創設し、以下の通り運用する。

1. アラート基金は 200,000 円を上限に積み立てる。
2. アラート基金は幹事が管理する。
3. 会長は、期初に基金が 100,000 円以下となっている場合は、200,000 円に達するまで会員から基金積立金を徴収することができる。
4. 会長は、ゾーン等の要請のほか必要と認めるときは、理事会の承認を経てアラート基金から災害支援金を拠出する。但し、その支出に緊急を要する場合は、FAXその他の方法で理事の過半数の承認を経て、理事会承認に替えることができる。この場合、理事会に事後に報告することを要する。
5. 上記の規定を適用できない特別の事情がある場合は、会長は理事会の決議を経て、上記の規定にかかわらず基金からの支出、基金への積み立てを行うことができる。

会長

古賀 政男

GMT・GLT 委員長

伊藤 智之

2023 年 5 月 19 日

文字表記修正の為改訂

会長

奥村 真司